



# 熊本県公報

第12697号

平成30年2月16日(金)

(毎週 火・金発行)

## 目次

### 告 示

- 道路の区域変更……………(道路保全課) 1
- 道路の区域変更……………( // ) 1
- 車両制限令第10条第1項に基づく通行方法の定め……………( // ) 2
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定……………(砂防課) 2
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定……………( // ) 3
- 道路の区域変更……………(道路保全課) 3
- 道路の供用開始……………( // ) 3
- 道路の供用開始……………( // ) 4
- 道路の供用開始……………( // ) 4

### 公 告

- 益城台地西土地区画整理事業の事業計画(第2回変更)の認可……………(都市計画課) 4
- 換地処分……………(農地整備課) 4
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了……………(建築課) 5
- 農用地利用配分計画の認可申請……………(農地・担い手支援課) 5

### 登 載 依 頼

- 平成29年度第2回熊本県福祉サービス第三者評価推進委員会の開催……………(福祉サービス第三者評価推進委員会) 5
- 熊本県立装飾古墳館協議会の開催……………(装飾古墳館協議会) 6
- 平成29年度熊本県環境審議会第2回鳥獣部会の開催……………(環境審議会鳥獣部会) 6
- 熊本県立特別支援学校の部、科、学科、当該学校が主として行う教育、修業年限等に関する規則の一部を改正する規則……………(特別支援教育課) 7
- 平成29年度第2回芦北地域保健医療推進協議会の開催…(芦北地域保健医療推進協議会) 7
- 平成29年度熊本県後発医薬品安心使用・啓発協議会(第2回)の開催……………(後発医薬品安心使用・啓発協議会) 7

## 告 示

### 熊本県告示第108号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成30年2月16日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年2月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

#### 1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	小川嘉島線	宇城市豊野町上郷字下前田 163番1地先から 同所 168番2地先まで	前	11.4 ～ 18.0	18.5	防交 安(交 通 安 全)
			後	11.4 ～ 19.2		

#### 2 区域を変更する期日 平成30年2月16日

### 熊本県告示第109号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成30年2月16日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年2月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般国道	388号	球磨郡水上村大字湯山字舟石 2429番4地先から 同所 2429番4地先まで	前	7.8 ～ 24.5	134.0	防交安 (改築)
			後	20.0 ～ 35.2		

2 区域を変更する期日 平成30年2月16日

熊本県告示第110号

平成29年6月1日付けで車両制限令(昭和36年政令第265号)第3条第1項第3号の規定による指定を受けた道路について、同令第10条第1項の規定により、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定める。

平成30年2月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 指定を受けた道路の種類、路線名及び区間

道路の種類	路線名	区 間
一般国道	219号	人吉市下薩摩瀬町字竹原町1609番1地先から 人吉市下原田町字瓜生田字吉野原472番1地先まで
	445号	人吉市五日町28番2地先から 人吉市上青井町字上青井町145番2地先まで
主要地方道	人吉インター 線	人吉市鬼木町字川添986番8地先から 人吉市五日町28番2地先まで

2 指定する期日 平成30年2月16日

3 通行方法 次の通行方法によらなければならない。

- (1) トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあることを踏まえ、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。
- (2) 後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上かつ縦寸法0.12メートル以上又は横寸法0.12メートル以上かつ縦寸法0.23メートル以上の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。
- (3) 道路の状況は工事の実施等により変化することがあることを踏まえ、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認のうえ走行すること。

熊本県告示第111号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定により急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定するので、同条第3項の規定により公示する。

平成30年2月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

東阿高地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱15号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱15号を結んだ線に囲まれた土地の区域

標柱番号	市町村	大字・字	番 地
1	熊本市南区城南町	東阿高字竹部原	465-1
2	〃	〃	449-33
3	〃	〃	449-72
4	〃	〃	449-90
5	〃	〃	449-103
6	〃	〃	449-92
7	〃	〃	449-18
8	〃	〃	462-2
9	〃	〃	462-2

1 0	熊本市南区城南町	東阿高字竹部原	4 3 4 - 3
1 1	〃	〃	4 3 4 - 3
1 2	〃	〃	4 2 3 - 1
1 3	〃	〃	4 2 3 - 1
1 4	〃	〃	4 2 3 - 3
1 5	〃	〃	4 2 3 - 3

**熊本県告示第112号**

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定するので、同条第3項の規定により公示する。

平成30年2月16日

熊本県知事 蒲島郁夫

**神馬地区急傾斜地崩壊危険区域**

次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱13号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱13号を結んだ線に囲まれた土地の区域

標柱番号	市町村	大字・字	番地
1	宇土市	神馬町字古城	2 3 7
2	〃	〃	2 4 1
3	〃	〃	2 5 3
4	〃	〃	2 5 3 地先里道敷
5	〃	〃	2 5 3 地先里道敷
6	〃	〃	2 5 4
7	〃	〃	2 6 0 - 3 1
8	〃	〃	2 6 0 - 3 1
9	〃	〃	2 4 9 - 3
1 0	〃	〃	2 5 0 - 1
1 1	〃	〃	2 4 7
1 2	〃	〃	2 8 6 - 3
1 3	〃	〃	2 8 6 - 3

**熊本県告示第113号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成30年2月16日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年2月16日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	稲生野甲佐線	上益城郡山都町大字御所字横畑 同所 6 7 4 番 8 地 先 から 6 7 4 番 8 地 先 まで	前	7.2 ～ 20.1	14.7	災害復旧
			後	7.2 ～ 21.0		

2 区域を変更する期日 平成30年2月16日

**熊本県告示第114号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成30年2月16日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年2月16日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	水俣田浦線	水俣市桜ヶ丘 419番地先から 同所 36番1地先まで	36.7	単道修

2 供用を開始する期日 平成30年2月16日

**熊本県告示第115号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成30年2月16日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年2月16日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	牛深天草線	天草市二浦町早浦隠ヶ浦 305番2地先から 天草市二浦町亀浦字下白石 4428番3地先まで	94.0	活力基盤 (改築)

2 供用を開始する期日 平成30年2月19日

**熊本県告示第116号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成30年2月16日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年2月16日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	小池竜田線	上益城郡益城町大字島田字本開 142番1地先から 上益城郡益城町大字島田字中洲 1920番1地先まで	320.2	災害復旧 (迂回路設置)

2 供用を開始する期日 平成30年2月16日

**公 告**

**熊本県公告第102号**

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により益城台地西土地区画整理組合の事業計画の変更について認可したので、同条第4項の規定により次のとおり公告する。

平成30年2月16日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 組合の名称 益城台地西土地区画整理組合
- 2 事業施行期間 平成21年8月25日から平成35年3月31日まで
- 3 施行地区 熊本県上益城郡益城町大字広崎字松山西の全部並びに同所字立古閑、同所字梨木、同所字府内、同所字松山峠、同所字大野久保及び同所字大野の各一部
- 4 組合の事務所の所在地 熊本県上益城郡益城町大字広崎地内
- 5 組合の設立認可の年月日 平成21年8月25日
- 6 変更認可の年月日 平成30年2月5日

**熊本県公告第103号**

県営天草中央南地区（春の上換地区）土地改良事業（区画整理）施行に係る換地処分を行った。

平成30年2月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

**熊本県公告第104号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。  
平成30年2月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
阿蘇市黒川字八ノ久保2316番1、同2308番5、同2317番、同2318番、同2323番7、同2323番10、同2324番の一部及び里道の一部  
18, 174.86平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
阿蘇市黒川2323番地  
株式会社おがさわら

**熊本県公告第105号**

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、平成30年2月16日から同年3月1日までの間、熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課において公衆の縦覧に供する。

平成30年2月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
古川 幸雄	八代市水島町	八代市水島町字江鮎堀2411番ほか3筆
有限会社谷岡産業	八代市海士江町	八代市海士江町字正分寺2167番ほか6筆

- 2 申請年月日  
平成30年2月6日

**登載依頼****熊本県福祉サービス第三者評価推進委員会公告第2号**

平成29年度第2回熊本県福祉サービス第三者評価推進委員会を次のとおり開催します。  
なお、当該会議の傍聴手続きは、次のとおりです。

平成30年2月16日

熊本県福祉サービス第三者評価推進委員会事務局  
（熊本県健康福祉部長寿社会局社会福祉課長）

- 1 開催日時  
平成30年3月5日（月）  
午前10時から（2時間程度）
- 2 開催場所  
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
熊本県庁行政棟新館8階 802会議室
- 3 議題  
（1）第三者評価機関の認証について  
（2）第三者評価基準について  
（3）その他
- 4 傍聴者の定員  
10人
- 5 傍聴手続き  
（1）傍聴希望者は、会議の開催予定時刻の5分前までに、当該会議の会場において、受付の上、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができます。  
（2）傍聴の手続きは、先着順で行い、定員になり次第終了します。
- 6 非公開の案件  
議題（1）については、「審議会等の公開に関する指針」第3公開の基準のアに該当する場合、非公開となることがあります。
- 7 問い合わせ先

熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
熊本県福祉サービス第三者評価推進委員会事務局  
(熊本県健康福祉部長寿社会局社会福祉課指導監査班)  
(電話 096-333-2196)

**熊本県立装飾古墳館協議会公告第1号**

熊本県立装飾古墳館協議会の会議を次のとおり開催する。  
平成30年2月16日

熊本県立装飾古墳館協議会  
会長 矢加部 和幸

- 1 開催日時  
平成30年2月26日(月)  
午後1時30分から午後3時30分まで
- 2 開催場所  
熊本県山鹿市鹿央町岩原3085番地  
熊本県立装飾古墳館 集団学習室
- 3 議題  
(1) 平成29年度事業実績について(装飾古墳館・鞠智城温故創生館)  
(2) 平成30年度事業計画について(同上)  
(3) 質疑・意見交換
- 4 傍聴者の定員  
10人
- 5 傍聴手続  
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。  
(2) 傍聴の手続きは先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問合せ先  
熊本県山鹿市鹿央町岩原3085番地  
熊本県立装飾古墳館  
(電話0968-36-2151)

**熊本県環境審議会鳥獣部会公告第2号**

平成29年度熊本県環境審議会第2回鳥獣部会の会議を、次のとおり開催する。  
なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおりとする。  
平成30年2月16日

熊本県環境審議会鳥獣部会部会長 阿 部 正 喜

- 1 開催日時  
平成30年2月26日(月) 午後1時30分から午後3時30分まで
- 2 開催場所  
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
熊本県庁本館2階 出納局会議室
- 3 議題  
(1) 第12次鳥獣保護管理事業計画の策定について  
(2) 第二種特定鳥獣管理計画(イノシシ)の策定について  
(3) 第二種特定鳥獣管理計画(ニホンジカ)の策定について
- 4 傍聴者の定員  
10人
- 5 傍聴手続  
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに当会議の会場において、受付のうえ、事務局の指示に従い会場に入ることができる。  
(2) 傍聴の手続は、会場にて午後1時00分から先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問合せ先  
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
熊本県環境生活部環境局自然保護課  
(電話096-333-2275)

熊本県立特別支援学校の部、科、学科、当該学校が主として行う教育、修業年限等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年2月16日

熊本県教育長 宮 尾 千 加 子

**熊本県教育委員会規則第2号**

熊本県立特別支援学校の部、科、学科、当該学校が主として行う教育、修業年限等に関する規則の一部を改正する規則  
 熊本県立特別支援学校の部、科、学科、当該学校が主として行う教育、修業年限等に関する規則（昭和41年熊本県教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。  
 別表熊本県立松橋東支援学校の項を次のように改める。

熊本県立松橋東支援学校	本校	肢体不自由者に対する教育	幼稚部		3年
			小学部		
			中学部		
		病弱者に対する教育	小学部		
中学部					

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

**芦北地域保健医療推進協議会公告第2号**

平成29年度第2回芦北地域保健医療推進協議会を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおりとする。

平成30年2月16日

芦北地域保健医療推進協議会長

- 1 開催日時  
平成30年2月23日（金） 午後2時から午後4時まで
- 2 開催場所  
あらせ会館 2階（熊本県水俣市栄町二丁目2番7号）
- 3 議題等  
(1) 第7次芦北地域保健医療計画案について  
(2) 救急医療専門部会からの報告
- 4 傍聴者の定員  
10人
- 5 傍聴手続  
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当会議の会場において受付の上、事務局の指示に従い、会場に入ることができる。  
(2) 傍聴の手続は、先着順に行い、定員になり次第終了する。
- 6 問合せ先  
熊本県水俣市八幡町二丁目2番13号  
芦北地域保健医療推進協議会事務局（熊本県水俣保健所総務企画課内）  
（電話0966-63-4104）

**熊本県後発医薬品安心使用・啓発協議会公告第2号**

熊本県後発医薬品安心使用・啓発協議会の会議を次のとおり開催します。

平成29年2月6日

熊本県後発医薬品安心使用・啓発協議会  
会長 瀬尾 量

- 1 開催日時  
平成30年3月13日（火）  
午後3時から午後5時まで
- 2 開催場所  
熊本テルサ（熊本市中央区水前寺公園28-51）
- 3 議題  
(1) 後発医薬品に関する報告事項について  
(2) 後発医薬品安心使用に向けた活動の展開について  
(3) その他
- 4 傍聴者の定員 10人
- 5 傍聴手続  
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、傍聴人の氏名・住所を記載したうえで会議の会場に入ることができます。  
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了します。
- 6 問合せ先  
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
熊本県後発医薬品安心使用・啓発協議会事務局（熊本県健康福祉部健康局薬務衛生課監視麻薬班）  
電話 096-333-2242（内線7165）